物品売買契約書

発注者　株式会社赤松産業　代表取締役　赤松敬四郎　を甲とし、

受注者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を乙として、

次のとおり売買に関し、契約を締結する。

（契約要綱）

第１条　契約する物品名、数量、契約金額、納入期限、納入場所、規格形式及び契約保証金は次のとおりとする。

１．物品名及び数量　フォワーダ　１台

２．規格形式　　別紙仕様書のとおり

３．納入期限　令和５年８月３１日

４．納入場所　株式会社赤松産業本社または甲が指定する現地

４．契約金額　￥　　円也

（うち　取引に係る消費税額及び地方消費税の額　　円）

５．契約保証金　免除する

（納入の通知）

第２条　乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約をもって、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。また、乙は物品を納入したときは、その旨を納品書で甲に通知しなければならない。

（物品の検査）

第３条　甲は、物品の納入を受けたときは、納入の日から１０日以内に検査を行わなければならない。

２　甲は、納入された物品が検査の結果、契約の条項に相違する物品であること又は不良品であることを発見したときは、乙に対して物品の交換又は修繕を要求することができるものとする。この場合において、乙は要求が正当なものであるときは拒否できないものとし、要求のあった日から１０日以内に交換又は修繕をしたうえで甲に通知し、甲の再検査を受けなければならない。

（代金の支払時期）

第４条　乙が前条による甲の検査又は再検査を受けて合格した後、乙からの適法な請求書を甲が受理したときは、甲はその受理した日から６０日以内に全額契約金額を支払うものとする。

（物品の保証）

第５条　乙は甲に対し、頭書の物品につき法令に基づく品質性能を保証し、甲側の過失によらない自然の故障については、無償で修繕の義務を負う。

（納入遅延に対する違約金）

第６条　乙は、乙の責に帰する事由により、納入期限までに物品を納入しないときは、納入期限の翌日から起算して納入の日までの日数に対して、違約金として１日当たり契約金額の1，000 分の１に相当する金額を甲に支払うものとし、甲は契約金額を乙に支払う際に、その契約金額からこの違約金を控除して支払うもとする。

（契約の会場及び損害賠償）
第７条　甲は、乙が次の各号にいずれかに該当したときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、甲が解除により損害を受けたときは、乙はその損害を賠償する責を負うものとする。

１　乙が、承認を得ないで責務の全部もしくは大部分を一括して第三者に委任し、もしくは請負わせ、債権を譲渡したとき。
２　乙が、正当な理由によらないで、契約期間または契約期限後の相当期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
３　乙が、正当な理由によらないで、契約の履行を中止したとき。
４　乙が、正当な理由によらないで、この契約の条項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約及び納入費用の負担）
第８条　この契約の締結に要する費用及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）
第９条　この契約に定めの無い事項及びこの契約内容に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（信義則）
第 10 条　甲乙両者は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

本契約書の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所　鳥取県西伯郡大山町高橋１４０６番地
　　氏名　株式会社赤松産業

代表取締役　　赤松　敬四郎

乙　住所
　　氏名